

令和4年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第3号説明資料

令和4年2月14日

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～2
新旧対照表		
大磯町附属機関の設置に関する条例	-----	3～4
大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	--	5

福祉課

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく大磯町地域福祉計画を策定するに当り、その内容について専門的判断を求め、各界の意見を広く聴取するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として新たに「大磯町地域福祉計画策定委員会」を位置付けるため、「大磯町附属機関の設置に関する条例」の改正を行うものです。

○ 改正内容

1 附属機関の追加

(1) 大磯町地域福祉計画策定委員会

ア 委員会の設置目的

福祉事業は「高齢者」「障がい者」「児童」等、支援対象者に特化した法の制定及び法に基づく計画の策定や改定により実施されています。

町では既に「高齢者」「障がい者」「児童」に係る福祉計画を策定していますが、これらの上位計画として、地域において「高齢者」「障がい者」「児童」等の分野ごとの実情に応じ、行政や保健・福祉等の関係機関と住民が一体となって支え合うことができる地域の仕組みづくりを目指す、「地域福祉計画」を策定します。

この計画の策定に向けて協議検討していくため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として新たに「大磯町地域福祉計画策定委員会」を設置します。

イ 委員構成及び委員数

委員会の委員については、以下を予定しています。

委員構成	委員数
学識経験者 公募町民 大磯町民生委員児童委員協議会が推薦する者 大磯町区長連絡協議会が推薦する者 大磯町社会福祉協議会が推薦する者 大磯町内の社会福祉法人又は社会福祉施設の代表者が推薦する者 平塚保健福祉事務所が推薦する者 大磯町地域包括支援センターが推薦する者 中郡医師会大磯班が推薦する者 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者	17 人以内

ウ 委員の任期

当該計画策定の日まで

2 関連する条例の一部改正

(1) 委員の報酬を規定するもの

大磯町地域福祉計画策定委員会を附属機関とすることに伴い、地域福祉計画策定委員会委員の報酬を規定します。

区分	報酬の額
地域福祉計画策定委員会委員	日額 6,500 円

※ 大磯町特別職職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条の規定により、学識経験者として委嘱する委員の報酬額は、上記の表中「6,500 円」とあるのは「8,400 円」となります。

3 施行日

公布の日からとします。

大磯町附属機関の設置に関する条例 新旧対照表

改正案		現行				
第1条～第3条 省略		第1条～第3条 省略				
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>2 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年大磯町条例第20号)の一部を次のように改正する。 別表在宅医療多職種連携会議委員の項の次に次のように加える。</p> <table border="1"> <tr> <td>地域福祉計画策定委員会委員</td> <td>日額 6,500円</td> <td>同上</td> </tr> </table>		地域福祉計画策定委員会委員	日額 6,500円	同上		
地域福祉計画策定委員会委員	日額 6,500円	同上				
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)				
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員数			
町長	大磯町総合計画審議会	省略	省略			
	∮	∮	∮			
	大磯町在宅医療多職種連携会議	省略	省略			
	大磯町地域福祉計画策定委員会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく地域福祉計画の策定、改訂に関し調査審議を行うこと。	17人以内			
	大磯町子ども・子育て会議	省略	省略			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員数			
町長	大磯町総合計画審議会	省略	省略			
	∮	∮	∮			
	大磯町在宅医療多職種連携会議	省略	省略			
	大磯町子ども・子育て会議	省略	省略			

改正案				現行			
教育委員会	〽	〽	〽	教育委員会	〽	〽	〽
	大磯町消防審議会	省略	省略		大磯町消防審議会	省略	省略
	大磯町社会教育委員	省略	省略		大磯町社会教育委員	省略	省略
	〽	〽	〽		〽	〽	〽
	大磯町いじめ問題対策・調査委員会	省略	省略		大磯町いじめ問題対策・調査委員会	省略	省略

大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正案	現行																																													
<p>第1条～第5条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第1条～第5条 省略</p>																																													
<p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> <th style="text-align: center;">費用弁償の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会委員</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">}</td> <td style="text-align: center;">}</td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> <tr> <td>在宅医療多職種連携会議委員</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td><u>地域福祉計画策定委員会委員</u></td> <td style="text-align: center;"><u>日額 6,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>同上</u></td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会委員</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">}</td> <td style="text-align: center;">}</td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> <tr> <td>名誉町民選考委員会委員</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	費用弁償の額	教育委員会委員	省略	省略	}	}	}	在宅医療多職種連携会議委員	省略	省略	<u>地域福祉計画策定委員会委員</u>	<u>日額 6,500円</u>	<u>同上</u>	廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会委員	省略	省略	}	}	}	名誉町民選考委員会委員	省略	省略	<p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> <th style="text-align: center;">費用弁償の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会委員</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">}</td> <td style="text-align: center;">}</td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> <tr> <td>在宅医療多職種連携会議委員</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会委員</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">}</td> <td style="text-align: center;">}</td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> <tr> <td>名誉町民選考委員会委員</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	費用弁償の額	教育委員会委員	省略	省略	}	}	}	在宅医療多職種連携会議委員	省略	省略	廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会委員	省略	省略	}	}	}	名誉町民選考委員会委員	省略	省略
区分	報酬の額	費用弁償の額																																												
教育委員会委員	省略	省略																																												
}	}	}																																												
在宅医療多職種連携会議委員	省略	省略																																												
<u>地域福祉計画策定委員会委員</u>	<u>日額 6,500円</u>	<u>同上</u>																																												
廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会委員	省略	省略																																												
}	}	}																																												
名誉町民選考委員会委員	省略	省略																																												
区分	報酬の額	費用弁償の額																																												
教育委員会委員	省略	省略																																												
}	}	}																																												
在宅医療多職種連携会議委員	省略	省略																																												
廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会委員	省略	省略																																												
}	}	}																																												
名誉町民選考委員会委員	省略	省略																																												